

○大竹市附属機関設置に関する条例（平成25年条例第26号）

（趣旨）

第1条 この条例は、法律又は他の条例に定めのあるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 市が設置する附属機関の名称、担任する事務、委員の定数、委員の構成、委員の任期及び庶務担当は、別表のとおりとする。

（委員の委嘱等）

第3条 附属機関の委員は、別表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから当該附属機関の属する執行機関が委嘱又は任命する。

（委員の身分）

第4条 附属機関の委員が、別表の委員の構成の欄に掲げる職の身分を失ったときは、当該附属機関の委員を辞したものとみなす。

（委員の再任）

第5条 附属機関の委員は、再任を妨げない。

（補欠委員の任期）

第6条 附属機関の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第7条 附属機関に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第8条 附属機関の会議は、会長が招集し、議長となる。ただし、第3条の規定により委員が委嘱又は任命された後、最初に招集すべき会議は、附属機関の属する執行機関が招集する。

2 附属機関の会議は、委員（第10条第1項の規定により臨時の委員を置く場合にあっては、臨時の委員を含む。）の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 附属機関の議事は、出席委員（臨時の委員を置く場合にあっては、臨時の委員を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第9条 必要に応じ、附属機関に部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

5 附属機関は、その決議により、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

（臨時の委員及び専門の委員）

第10条 特別な事項を調査審議させるため必要があるときは、附属機関に臨時の委員を置くことができる。

2 専門的な事項を調査させるため必要があるときは、附属機関に専門の委員を置くことができる。

3 臨時の委員及び専門の委員は、附属機関の属する執行機関が委嘱する。

4 臨時の委員にあっては第1項の規定による特別な事項の調査審議が終了したとき、専門の委員にあっては第2項の規定による専門的な事項の調査が終了したとき、解嘱されるものとする。

(委員の守秘義務)

第11条 附属機関の委員、臨時の委員及び専門の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、附属機関の属する執行機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(大竹市青少年問題協議会設置条例等の廃止)

<以下省略>

別表（第2条関係）【抜粋】

附属機関 の属する 執行機関	附属機関 の名称	担任する事務	委員の 定数	委員の構成	委員の 任期	庶務担当
市長	大竹市子ども・子育て 会議	子ども・子育て 支援法（平成24 年法律第65号） 第72条第1項各 号に掲げる事務 に関する調査審 議等	18人以内	(1) 子ども・子育て支援に關する学識経験者 (2) 子どもの保護者 (3) 子ども・子育て支援に關する事業に従事する者 (4) 事業主を代表する者 (5) 労働者を代表する者 (6) その他市長が必要と認めた者	2年	健康福祉 部